12.3　郵便業務理事会の活動に関心を有する政府間機関

12.4　その他の加盟国

13　郵便業務理事会は、運営上の理由により、オブザーバーとして参加する主体ごとの参加者の数を制限することができる。また、同理事会は、オブザーバーの審議における発言権を制限することができる。

14　郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。オブザーバーは、希望する場合には、同理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、オブザーバーは、自己の有する専門的知識及び経験により作業部会及びプロジェクト・チームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

15　例外的な場合には、会合又は会合の一部へのオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、オブザーバーが受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

16　諮問委員会の議長は、郵便業務理事会の会合の議事日程に同委員会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において同委員会を代表する。

17　郵便業務理事会は、次の者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。

17.1　郵便業務理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者

17.2　郵便業務理事会の理事国でない加盟国

17.3　郵便業務理事会が同理事会の活動に関し協議することを希望する団体又は企業

第五条

一般規則第百五条を次のように改める。

第百五条　郵便業務理事会の活動に関する情報

1　郵便業務理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、限定連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2　郵便業務理事会は、その活動に関する年次報告書を管理理事会のために作成する。

3　郵便業務理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第六条

一般規則第百六条を次のように改める。

第百六条　諮問委員会の構成、運営及び会合

1　諮問委員会は、広範な郵便分野の利益を代表し、及び利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的とする。同委員会は、利用者、配達業務提供者、労働者団体並びに郵便業務分野への物品及び業務の提供者を代表する非政府機関その他これらに類する個人の組織並びに連合の任務及び目標の実現に貢献することに関心を有する企業から成る。このような非政府機関、組織及び企業が登録される場合には、いずれかの加盟国において登録されていなければならない。管理理事会及び郵便業務理事会は、それぞれの理事国を同委員会の委員に指定する。管理理事会及び郵便業務理事会が指定した委員を除くほか、同委員会への参加は、管理理事会が定める申請及び承認の手続であって第百二条6.32の規定に従って行われるものによって決定される。

2　諮問委員会の各委員は、自己の代表者を指名する。

3　諮問委員会の運営費は、管理理事会の定める方法により、連合及び同委員会の委員が分担する。

4　諮問委員会の委員は、いかなる報酬も受けない。

5　諮問委員会は、管理理事会が定める枠組みに従って、各大会議の後にその組織を再編成する。同理事会の議長は、同委員会の組織のための会合において議長となる。同委員会は、当該会合において同委員会の議長を選出する。

6　諮問委員会は、連合の一般的な原則を考慮しつつ、並びに郵便業務理事会と協議の上及び管理理事会の承認を得ることを条件として、その内部組織及び内部規則を定める。

7　諮問委員会は、一年に二回会合する。会合は、原則として、管理理事会及び郵便業務理事会の会期中に連合の所在地において開催される。各会合の期日及び場所は、同委員会の議長が管理理事会及び郵便業務理事会の議長並びに国際事務局長と合意の上決定する。

8　諮問委員会は、次の権限の範囲内でその計画を作成する。

8.1　管理理事会及び郵便業務理事会の書類及び報告書を検討すること。会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関又はその議長が個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。

8.2　諮問委員会の委員にとって重要な問題について研究を行い、及び審議すること。

8.3　郵便業務分野に関する問題を検討し、及びこのような問題に関する報告書を提出すること。

8.4　管理理事会及び郵便業務理事会の活動に貢献すること（特に、報告書及び勧告を提出し、並びにこれらの理事会の要請により意見を述べること。）。

8.5　管理理事会が承認することを条件として、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会が検討し、及び意見を述べることを条件として、大会議に対し勧告を行うこと。

9　管理理事会の議長及び郵便業務理事会の議長は、諮問委員会の会合の議事日程にこれらの理事会に関係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において当該各理事会を代表する。

10　諮問委員会は、連合の機関との有効な連絡を確保するため、投票権なしでオブザーバーとして大会議、管理理事会及び郵便業務理事会並びにそれぞれの委員会の会合に参加する代表者を指名することができる。

11　諮問委員会の委員は、希望する場合には、第百二条16及び第百四条12の規定に従い管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。また、諮問委員会の委員は、第百二条18及び第百四条14の規定に従いプロジェクト・チーム及び作業部会の活動に参加することができる。諮問委員会の委員は、投票権なしでオブザーバーとして大会議に参加することができる。